

「調停」は、裁判官と調停委員で構成する「調停委員会」が紛争当事者の間に立ち、話し合いによる解決を図る手続です。令和4（2022）年は調停制度が始まってちょうど100年目に当たります。この100年の間に調停は我が国に広く定着し、多くの人々に利用されてきました。しかし、他方では、調停という制度を知らなかったり、その正しい姿を認識していなかったために、調停を利用する機会を失ってしまったという方もいらしたのではないのでしょうか。

私が理事長をしております「公益財団法人 日本調停協会連合会」は、全国の調停委員の協力によって成り立っている団体で、戦後まもなく発足し、今年創立70周年を迎えます。当会は、調停の健全な運営を確保しその改善発展に寄与するための公益的活動を行っておりますが、その活動の一環として、調停制度施行100周年を記念して、調停制度をより多くの方に知ってもらい、調停制度がなお一層普及し、紛争を抱える人々にもっと気軽に安心して調停手続を利用してもらえるようになることを願って、本書の発行を企画しました。

本書は、裁判所で行われる「調停」について、ケースを利用してわかりやすく解説しようと試みています。現職および元調停委員がそれぞれの経験をもとにして執筆したもので、多様なケースについて紛争の発生、調停申立書の提出、調停期日におけるやり取り等を紹介することによって、できるだけ具体的に調停をイメージしてもらい、調停への理解を深めてもらえるように工夫しました。

第1部では調停のさまざまなケースを紹介しています。第1章では、交通事故、消費者トラブル、労働紛争、セクハラパワハラなどの身近で多様な民事紛争をできるだけ幅広く取り上げ、第2章は、家事調停の典型である夫婦関係調整、婚姻費用、養育費、面会交流に関する紛争や遺産分割、身分関係紛争を取り上げています。家事調停に比べて民事調停を多く取り上げていますが、これは家事調停が比較的イメージしやすいのに比べ、民事調停は対象分野が広く、なかなかイメージしにくいと思われたからです。

第2部では、まず、Q&A形式で民事調停と家事調停についてわかりやすく紹介することを試みました。また、法律家への調停制度のすすめも加えています。総じて、第1部で具体的事件をイメージしてもらい、そのイメージを基に

第2部で調停制度や調停の手続についての知識を整理してもらえるのではないかと思います。

調停制度を利用してみたい方や関心をお持ちの方，現在法律を勉強中の大学生や法科大学院生，紛争に関する相談対応等を業務としている方，調停委員希望者や新しく調停委員になられた方，法律を仕事にされる士業の方，法律関係の研究者の方など，それぞれの関心に応じて本書をお読みいただき，調停への理解を深めていただければ幸いです。

令和4年4月

公益財団法人 日本調停協会連合会
理事長 山名 学

はじめに

何かの集まりのとき、自己紹介をすることがよくあります。そのとき、私が、「裁判所で民事調停委員をしています」と言いますと、男性、女性を問わず、大抵の方が「離婚のときはよろしく」と、笑いながらおっしゃいます。調停委員といえば、家事調停のことを思われるようです。この本を手にとられた方は、「民事調停」について、ご存じでしたか？

調停は家庭裁判所で行われる家事調停と、地方裁判所や簡易裁判所で行われる民事調停があります。家庭裁判所では、離婚、子どもの親権、子どもとの面会交流、相続、少年の問題、身分に関する問題など、家庭内や親族間に関するトラブルを扱っています。民事調停は家庭に関するもの以外はすべてといってよいほど幅広い分野の問題が取り扱われます。民事調停法の第1条には、「この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする」とあります。調停は、お互いに譲り合い、話し合いをすることによって、実情にあった解決をすることであると述べています。

現在の調停制度は、大正11（1922）年に制定された借地借家調停法から始まっています。今年で、100年になります。では、その前には調停制度はなかったのかといえ、類似の制度として、江戸時代には内済^{ないさい}の制度、明治時代には勧解^{かんかい}の制度がありました。もっと遡れば、鎌倉時代にも「和興^{わよ}」という制度もありました。

調停制度の優れた点は、話し合いによりお互いに譲歩できるところは譲歩する自主的な解決方法である点です。訴訟による解決では、最終的には裁判官による判決となり、敗訴した側には何らかの不満が残ります。その点、調停での解決では、その後の実行においても、自ら約束したことですから、期待が持てることにもなります。また、裁判所が関与して決めたものですから、確定判決と同じ効力が与えられています。もし、調停で決めたことが実行されないときは、強制執行が可能になります。（ただし、調停条項の内容によってはできないこともあります）。そこが、民間のADRと違ってるところです。そして、この日本独特の調停制度は諸外国からも注目を集めています。モンゴルやインドネシ

アでは、日本の調停制度を研究して、類似の制度を取り入れています。

民間人の司法参加によってなされるこの優れた民事と家事の両調停制度を多くの方に知っていただきたく、本書の出版を企画いたしました。これまで、調停制度についての書物が出版されていますが、その多くが専門的で、一般の方には分かり難いのではないかと思います。そこで本書は、調停委員の経験をもとに架空の事件を小説風に筋書きを整え、「なるべく平易に、気楽に寝転がってでも読める」をコンセプトに執筆いたしました。執筆した調停委員は、文章を書くことについては全くの素人ですので、読みにくい点多々あるかと存じます。その点をご容赦くださいますようお願い申し上げます。

また、事件の内容やその経過は当事者により千差万別、さまざまですので、本書の筋書きのようにうまく調停がいくとは限りません。相手が出てこなかったり、当事者同士の意見が合わなかったりで、やむなく調停は不成立になることもあります。「裁判所なんかに呼び出して!」と、最初は大変怒って来られる方もいらっしゃいます。でも調停委員が中に入り、話し合いをするうちに調停のことをわかっていただき、問題が解決し、喜んで帰られることもあります。裁判所には気楽にいらしてください。

本書を読んでいただいて、調停への理解が少しでも深まり、何かのときにお役に立てていただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の企画に際しましては、林道晴最高裁判所判事および有斐閣の五島圭司氏に多大なるご支援を賜りましたことを心より感謝申し上げます。また、編集にあたりましては、本を作ることに不慣れな私たちを諦めることなく、完成までご指導くださいました有斐閣の笹倉武宏氏に厚く御礼申し上げます。

令和4年4月

公益財団法人 日本調停協会連合会
広報委員長 瀧川 ハル子

目 次

刊行にあたって	i
はじめに	iii

第 I 部 事例紹介

第 1 章	民事調停	2
-------	------	---

1	交通事故トラブル	2
	妻が交通事故に！ 示談交渉をどうしたらいい？	
2	建築紛争事件	16
	注文住宅を建てたのに不具合が発生した、さてどうする	
3	共有物分割請求調停——共有物分割って、遺産分割とどう違うの？	26
	姉弟はどのようにして不動産の共有を解消したか	
4	借地・借家のトラブル	41
	原状回復にこんなに費用が？ 敷金を返して！	
5	消費者トラブル	60
	I 訪問販売トラブル	62
	「今日、契約してくれたら、安くしますよ」にはご用心！	
	II 後出しマルチ商法トラブル	66
	うまい話に乗ってはいけない	
	III エステティック契約の紛争	69
	営業トークに乗ってしまった！ 解約したいが...	

6	労働調停	75
	労働事件って、調停に向いているの？	
7	パワハラトラブル	85
	調停は当事者の認識の違いをどう解決したのか、会社はどう対応したのか	
8	セクハラトラブル	97
	セクハラで、上司も会社も大打撃！	
9	男女間トラブル	115
	悔しい！ あの女を訴えてやる！	
10	近隣紛争	127
	もう限界！ うちの前のゴミ置き場を何とかして！	
11	特定調停——特定調停って、普通の調停とは違うの？	136
	I 一般的な特定調停	137
	事例1 ● ある多重債務者の苦悩とその解決物語（137）	
	事例2 ● 借金には切実な理由があった（145）	
	II 自然災害被害者の債務整理	154
	地震で、家が壊れてしまった！ どうしよう！	
	III 経営者保証	172
	会社の保証債務が…自己破産するしかないの？	

第2章 家事調停

182

1	夫婦関係調整・婚姻費用・養育費・面会交流事件	182
	新しい出発のための離婚	
2	遺産分割と身分関係調停	200
	父の後始末	

第Ⅱ部 調停の魅力

第1章 Q & Aで語る調停紹介 218

- 1 調停全般について 218
- 2 民事調停について 222
- 3 家事調停について 230

第2章 法律家への調停制度のすすめ 238

- 執筆者紹介 247
- 編集後記 249

本書で紹介する各事例は、執筆者のさまざまな経験をもとにしたフィクションです。

第 1 章

民事調停

1 交通事故トラブル

皆さんは、日本に初めて、自動車が登場したのはいつの頃かご存じですか。明治 31（1898）年に海外から持ち込まれたのが初めてといわれています。その後、国産化が進み、戦後の昭和 23（1948）年には（二輪車を含めて）23 万台、10 年後の 33 年には 207 万台、41 年には 812 万台、そして、その 50 年後の平成 28（2016）年には 8090 万台と、昭和 41 年の約 10 倍になっています。

この車の激増に伴い、交通事故も激増しました。そして、交通事故による死者数も増加し続け、昭和 45 年には 1 万 6765 人とピークに達しました。それは日清戦争の戦死者を上回ったことから、交通戦争とまでいわれました。

その後、道路等の整備、交通安全知識の普及、車自体の安全性の向上（シートベルト、エアバッグなど）、飲酒運転の厳罰化などの効果もあり、昭和 40 年代後半から徐々に減ってきています。

最近では高齢化に伴い、加害者も被害者も高齢者が多くなってきています。また、一口に交通事故といっても重大なものから、軽微なもの、そして、その形態も車（オートバイを含む）×車、車×人、自転車×自転車、自転車×人など多種多様です。

このように、交通事故は、誰もが遭遇する可能性のある身近なトラブルということができます。

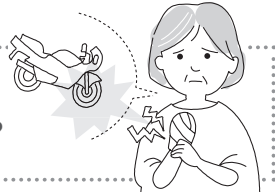
日本では、自動車には法律で自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の

加入が強制されているほか、任意保険に加入している人が多く、自動車事故で、加害者となった場合には任意保険会社が示談交渉をする場合が多く、加害者自ら示談交渉をすることはほとんどないといえるでしょう。また、近年、弁護士特約が付いている保険もあり、被害者、加害者ともに法廷で争うことも多くなっています。

自転車にも保険の強制加入を推進する自治体も増えてきていますが、保険加入していない自転車とか、人の場合には、代理人を頼まないときは、自ら交渉をせざるを得ません。

今回取り上げたケースは、定年退職をして、郊外の戸建て住宅を処分し、再就職先にも近く、買い物等にも便利な駅近マンションに転居した夫婦に突然起きた交通事故のお話です。

妻が交通事故に！ 示談交渉をどうしたらいい？



交通事故発生

午後の会議が終わり、次の仕事に取りかかった矢先に妻から慌てた様子で、電話がかかってきた。

「あなた、大変なことになっちゃった！ 近くの商店街にお買い物にきて、オートバイとぶつかって、今、救急車でひばりが丘病院に来ているの…。」

「ええ！ 交通事故に遭ったって？ けがは大丈夫か？」

「CT を撮ったら、頭は大丈夫だったけど、右手の指が骨折しているみたい。」

「すぐ行くから詳しくはそれからだ！」

妻の上野花子（66歳）が自宅近くの商店街で買い物の途中、近所に住む新橋一郎の運転するバイクと接触して転倒し、右手の薬指と小指の基節骨を骨折したのは、平成30年12月28日土曜日の午後2時半頃であった。救急車で運ばれた病院で、両指にワイヤを入れる手術を受けた。

加害者の新橋さんは、申し訳なかったとお見舞いに菓子折りを持って訪ねて

きた。任意保険を契約しているので、その保険会社が花子の事故対応にあたることで、病院の治療費は保険会社が直接病院に支払ってくれるとのことであった。

翌年の2月中旬、保険会社から治療状況の照会電話があり、妻の花子に対応した。

1か月でギプスは取れたが、指が以前のように動かないので、週2回リハビリに通っていることを報告した。また、その際に、年末年始の忙しいときに右手が使えなくて大変だったことを話し、事故当日に夫が勤務先を抜け出して病院に行ったタクシー代とか、調理ができず総菜を購入した出費増の扱いを尋ねた。すると、保険会社の担当者は、「いずれも賠償対象とすることはちょっと…」と口を濁した上、事故との相当因果関係の問題とかで、「治療を終えた後の示談の際にお話しさせていただきます。」と言われたという。妻は「私があんなに痛い目に遭って、しかも年末年始の忙しいときに何もできなくて…それを訳のわからない相当因果関係の問題があるとかないとか言って…」と、ひどく怒っていた。

左手掌部全体を覆う樹脂製ギプスは、約1か月後に骨折部がほぼ癒合と判断されて外されたが、その後は指の動きをよくするリハビリを週2回の頻度で受け、教わった指を動かす訓練をできるだけ自宅でもするようにした。令和元年6月30日に主治医から、「痛みは残っていますが、ほぼ指の屈伸は元に戻っています。」と、症状固定の判断がなされ、後遺障害診断書が作成された。後遺障害診断書は、保険会社担当者から5月に経過を聞かれたとき、「後遺障害が残るようでしたら、担当の整形外科の先生に治療を終えられるころ、お渡しください。」と、送られてきた書類である。

後遺障害診断書には、自覚症状欄「右第4指、第5指屈伸時痛、伸ばすときに痛み」、他覚所見欄「骨癒合良好」とされ、関節機能障害欄には指の可動域角度が記載されていた。その後、後遺障害について、任意保険会社が自賠責保険に事前に照会できる制度によって、自賠責保険後遺障害等級は、自動車損害賠償法施行令別表第二の第14級9号（局部に神経症状を残すもの）に該当するとの回答を得た。

私は、保険会社担当者とのやり取りから、示談交渉は、専門知識や専門用語が出てくるやっかいな話になると思った。そこで、妻と市役所の無料法律相談

窓口や、以前車を持っていたときに懇意にしていた自動車保険代理店を訪れて相談してみた。そして、市役所や保険代理店の人から簡易裁判所の調停の話を聞いた。専門知識のある調停委員が当事者の話を仲介してくれて、費用もそれほどかからないと聞いた。加害者の新橋さんとは、近くだし、いつ何時、会うかもしれないし、いきなり訴訟などをするより、話し合いで解決できるのならその方がよいと思った。幸い今は二人とも平日であっても比較的時には余裕がある。それから、インターネットで交通事故の示談について調べたり、弁護士会の法律相談に出向いて、どのような請求をしたらよいか教えてもらった。りした。

保険会社の担当者は、調停にすると伝えても全く驚かず「承知しました。簡易裁判所の受付には、任意保険があるとお伝えになるとスムーズにいきますよ。相手方は新橋さんをお願いします。」とも言われた。

調停申立書は、裁判所のホームページからダウンロードした。記載例を見ると、申立人は花子、加害者新橋さんが相手方となる。例を見ながら二人で申立書を作成して、交通事故証明書と診断書のコピーを裁判所に持参し、窓口で指導を受けながら、金額がよくわからないところは相当額と記した。裁判所からは、事故状況図、治療費明細書、交通費明細書、後遺障害診断書写し、後遺障害等級認定通知書（後遺障害等級を説明した自賠責保険からの書面）を追って提出するように言われた。

また、申立人は妻であるが、妻は休業損害や後遺障害、ましてや損害の計算のことなど全くわからないと言うので、夫の自分が同席することができないか聞いた。「夫であることを証明する書面と許可代理申請書を提出してください。裁判所で代理が認められると出席することができます。」と言われた。

第1回 調停期日

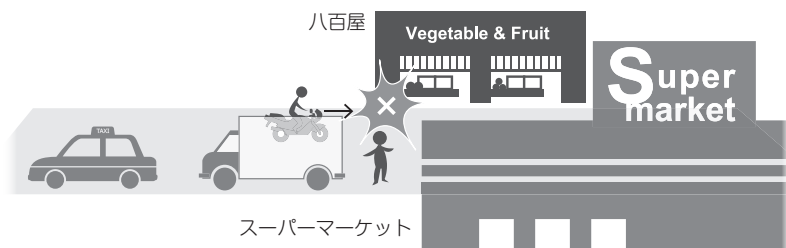
裁判所から言われたように前もって許可代理申請書と住民票を提出して、代理が認められていたので、花子と一緒に調停室に入った。正面に裁判官、両脇に調停委員の3人が座っており、相手方の新橋さんは、保険会社の人を連れてきていた。裁判官が、「相手方から保険会社の方の同席を認めてほしい旨の上申書が出ておりましたので、調停委員会で今までの交渉の経緯に詳しいという

ことですので、同席を認めました。よろしいですか。」と言った。そして、調停制度について説明した後、「双方いらっしゃるところで、まず、事故状況の確認をしたいと思います。」と言って、提出した交通事故証明書と事故状況図を広げて、妻に事故当時の状況を聞き、相手方の新橋さんに間違いはないかを確認した。

双方に認識のずれがないことを確認したあと、相手方が退出して、詳しく、私達の話聞くことになった。

花子が話し始めた。

「夕飯の用意のほか、年末なので、正月飾りやお節の材料をスーパーで買って、さらに野菜を買い足そうと、向かい側の八百屋に歩き出してすぐに、急ブレーキの音と『危ない!』の声とが、ぶつかるのと同時でした。私は左手に重い買物袋を下げていましたので、バランスを大きく崩して、右側に顔面から倒れてしまいました。その時、右手を地面について、薬指と小指を骨折してしまいました。」



「道路を渡るときに左右の確認は？」と、調停委員に聞かれた。

「商店街で、平日は15時から19時まではバイクや自動車は通行禁止になりますので、特に午後は歩行者が多くなり、自動車の往来は少なくなります。」

「でも、事故は2時半頃ですから、まだ、歩行者専用ではありませんよね。左右の確認はしなかったのですか？」と再度聞かれたので、花子は、「いつものように車は来ないと思って、うっかりしていたかもしれません。」と答えた。

「損害額についてはどのように考えていますか？」と聞かれたので、私から、「治療費は相手方の保険会社が直接病院に支払ってくれましたし、通院した交

通費も提出した書類通りなのですが、休業損害とか、傷害慰謝料、後遺障害とかは、法律相談に行ったときに教えてもらったのを参考に書きました。それでもわからなかったところは、相当額と書いておきましたが、専門用語も多く、計算方法もよくわからないので、調停で教えていただきながら判断したいと思います。」と答えた。

調停委員から「わかりました。」と言われ、次は相手方からの話を聞くとし、申立人控室で待機することとなった。

相手方からの事情聴取は意外と早く終わり、相手方と入れ替わりに調停室に入った。調停委員から、

「裁判所が相手方に事前にお願ひしていた治療費関係資料が相手方から提出されましたのでお渡しします。また、相手方は、小型トラックが止まっていて、その陰から急に飛び出されたので、急ブレーキをかけたが間に合わなかった。申立人にも相当過失があると思うと言って、過失割合を申立人3：相手方7として、賠償案も出されています。」と言って、それらの書類を渡された。

「内容については、出されてすぐですので、おわかりにならないと思いますので、次回までに専門家に聞くなりして、検討をしてきてください。それでは、次回期日を決めたいと思いますので、相手方にも入ってもらいます。」

相手方が入室して、双方揃ったところで、裁判官が、
「本日、双方の損害額の主張も揃いましたが、過失割合をはじめ、損害額にも相当隔たりがあるようです。次回には、もう少し詳しくお聞きし、過失割合や損害額を確定していきたいと思います。交通事故の過失相殺については、別冊判例タイムズの東京地裁民事交通訴訟研究会編『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準』か、日弁連交通事故相談センター東京支部が出している『損害賠償算定基準』いわゆる『赤い本』を使用することが裁判等の実務になっていますので、これらを参考にして、本件の具体的な割合について、発生状況を把握した上で調停委員会として判断していきたいと考えています。申立人には、事故現場の状況がわかるような写真2～3枚の提出をお願いします。」と言って、回目の調停日を決めて、第1回の調停は終わった。

私と妻は家に帰って、相手方から出された賠償額の表を詳しく見て、自分たちとの比較表を作成した。

	申立人の主張	相手方の主張														
治療費	350,000 円（相手方既払）	350,000 円														
通院実日数 合計 41 日	<table><tr><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td></tr><tr><td>1</td><td>3</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>8</td></tr></table>	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1	3	8	8	7	6	8	41 日
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月										
1	3	8	8	7	6	8										
通院交通費	18,580 円 タクシー代 980 円 バス代 220×2×40 日	18,580 円														
休業損害	568,781 円 2,924,100（平成 30 年賃金センサス女子 65 歳～ 69 歳）÷365＝8011 8011×71（ギブス期間 34 日＋残り通院日数 37 日）	233,700 円 5,700 円 ×41 日（自賠責 1 日当たり基準額 × 実通院日数）														
傷害慰謝料	1,160,000 円 日弁連編「損害賠償額算定基準」別表Ⅰ 通院 6 か月	344,400 円 4,200 円 ×82 日（自賠責基準）														
後遺傷害慰謝料	1,100,000 円 日弁連編「損害賠償算定基準」後遺障害慰謝料第 14 級による	750,000 円 後遺障害慰謝料，逸失利益合計 第 14 級自賠責基準による														
逸失利益	相当額															
文書料	3,600 円 診断書 3,000 円，事故証明 600 円	3,600 円														
賠償総額	3,200,961 円＋逸失利益	1,700,280 円														
過失割合	1：9	3：7														

相手方の賠償額とかなりの差があるので，もう一度，弁護士会の相談に行った。弁護士から，相手方は後遺障害補償 75 万円を除く障害分は，自賠責での計算額が 120 万円以下なので，自賠責基準で計算していること，この他に示談で保険会社が独自で決めている基準，裁判などで用いられる裁判基準があることを聞いた。また，後遺障害慰謝料・逸失利益についても留意する点を教えてもらった。いろいろ聞いて，交通事故の損害については，一律に計算する計算式のようなものではなくて，事故の態様によって，また，さまざまな要素によ

編集後記

「二つの川が一つになって…」は演歌の台詞ですが、十五の思いが一つになって一冊の本が出来上がりました。

調停制度 100 年を寿ぎ、国民一般に広く「調停」を知ってもらいたいのので、原稿を書いてほしいとの日本調停協会連合会瀧川広報委員長の呼びかけに、15 名の調停委員が集まりました。弁護士が 5 名、専門委員・一般委員合わせて 10 名（内訳は一級建築士 1 名、不動産鑑定士 2 名、元マスコミ 2 名、主婦 2 名、元行政職員 1 名、元保険会社員 1 名、元銀行員 1 名）の合計 15 名。

調停委員はその専門性のなせる業か、一家言の志士が多く、編集はダッチロールを繰り返しました。

「出版の目的は何か」「対象の読者層をどうする」「どんな事件を取り上げるのか」「文体はですます調・である調のどちらにするか」「調停の説明はどうする」「民事と家事のバランスをどうする」等々、五月蠅い…うるさい。

ハラハラドキドキでどうなるのかと心配しましたが、原稿が揃い、目次が整うと、何となく一つの目標に向かって走り出し、この本が出来上がりました。

無報酬のものともせず、思いを込めた原稿を寄せてくれた 15 名の志士たちに深甚なる敬意を表するとともに、五月蠅い志士たちの思いを一つに纏めた瀧川広報委員長、多様なテーマの原稿を一冊の本に仕上げてくださった有斐閣の五島圭司さん、笹倉武宏さんをはじめとした編集者の皆さまに心より感謝申し上げます。

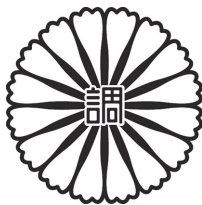
また、原稿執筆にあたって、さまざまなアドバイスをくださった最高裁事務総局民事局および家庭局、ならびに東京地裁、東京家裁および東京簡裁の裁判官の皆さまに篤く御礼申し上げます。

調停はいさかいに疲れた当事者たちが、藁をも縋る思いでたどり着く「ターミナル」であってほしいと願っています。

そのために我々調停委員は日々研鑽に努めてまいる覚悟をお伝えして、編集後記とさせていただきます。

富永 雅一

調停委員のバッジ



全国の民事および家事調停委員が着用しているバッジ（徽章）は、日本調停協会連合会が制定したもので、矢車菊を形取り、16枚の金色の花弁の真ん中に銀色の「調」の文字を浮き彫りにあしらったものです。バッジには、矢車菊の花ことばである「幸福」「繊細」「信頼」と「協調」の意味が込められています。

また、この図柄は公益財団法人 日本調停協会連合会のロゴマークとしても使用されています。



調停による円満解決——ケースで語るその魅力

2022年5月30日 初版第1刷発行

編 者 公益財団法人
日本調停協会連合会

発行者 江 草 貞 治

発行所 東京都千代田区神田神保町 2-17
株式会社 有 斐 閣

郵便番号 101-0051

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

組版・田中あゆみ

印刷・株式会社理想社／製本・大口製本印刷株式会社

©2022, 公益財団法人 日本調停協会連合会. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-13881-0

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。